

別紙

保護者のみなさまへ

学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）について

1 使用目的の範囲

学割証は、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度です。そのため学割証の発行は、原則として次の目的をもって旅行をする必要があると認められる場合に限られます。

- (1) 休暇・所用による**帰省**
- (2) 実験実習などの正課の**教育活動**
- (3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の**教育活動**
- (4) 就職又は入学のための**受検**等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は**行事への参加**
- (6) **傷病の治療**その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の**旅行**への随行

2 割引の内容

- (1) JRで利用区間（鉄道線と航路）の**片道の営業キロが100km以上を超える場合に運賃が2割引**になります。
- (2) **長距離フェリーの中には、学割が利用できる場所もあります。**

3 有効期限

学割証は、発行の日から3ヶ月間有効です。ただし、**3年生は年度末の有効期限が3月31日までとなります。**